

○阿藤部会長 それでは、ただいまから、第1回「人口・社会統計部会」を開催いたします。

統計委員会人口・社会統計部会の部会長を務めます阿藤と申します。

御承知のように、先般、新しい統計法が成立しまして、従来の統計審議会が統計委員会と名前を変えただけでなく、機能も変わり、新しい装いになりました。

しかし、この人口・社会統計部会は、ある意味では引き続き、しかも当面は今までの統計審議会と同様のことを行うことになっております。

ただ、新しい統計委員会の下で、今回、第1回の部会では「住宅・土地統計調査の計画について」の審議を行います。新しい委員会の下での初めての答申を出すということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

今回、審議をお願いします委員、専門委員、審議協力者につきましては、お手元に名簿の資料1が配付されております。委員、専門委員、審議協力者、事務局の順に自己紹介をお願いします。

それでは、野村委員お願いいたします。

○野村委員 慶応義塾大学産業研究所におります、野村と申します。

この住宅・土地統計調査は、資本の測定という部分で、私のやっている分野と非常に関わっているかと思っておりますので、是非よろしくお願ひいたします。

○阿藤部会長 廣松委員、お願ひいたします。

○廣松委員 東京大学の廣松と申します。

旧統計審議会のときに、住宅統計調査から住宅・土地統計調査に変わりましたとき依頼、部会長を務めておりました。それ以来3回目の調査ということになりますが、ある程度住宅・土地関連の統計調査として安定してきたのではないかと思います。一方で、社会的なニーズや、またこの調査に関する要望というのも色々変化してきているように思います。そういう観点から、今回の審査に加わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○阿藤部会長 大江専門委員、お願ひいたします。

○大江専門委員 慶応義塾大学総合政策の大江でございます。

私は、どちらかといえばデータのユーザーの立場といいますか、住宅研究あるいは住宅政策研究ということで使う立場の方から、この審議に参加させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○阿藤部会長 嶋崎専門委員、お願ひいたします。

○嶋崎専門委員 早稲田大学の嶋崎と申します。よろしくお願ひいたします。

私は社会学が専門で、家族社会学あるいはライフコース論、また社会調査にこれまで携わってまいりました。その観点からも色々勉強させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○阿藤部会長 森泉委員は、少し遅れて御出席でございます。

それでは、部会には部会長代理を置くこととなっております。これを部会長が指名することとなっております。本部会の部会長代理に、廣松委員を指名したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それから、浅見専門委員は、今回御欠席であります。

大江専門委員並びに嶋崎専門委員は、所用のため、途中退席されるということでございます。

それでは、審議に入ります前に、先ず、本日の配付資料の説明及び全体の審議の進め方について、総務省政策統括官室の會田統計審査官からお願いいたします。

○會田統計審査官 それでは、先ず配付資料の説明をさせていただきます。

資料1が「人口・社会統計部会構成員名簿（住宅・土地統計調査関係）」でございます。

資料2が、諮問文でございます。諮問文の後ろに諮問の概要がございます。

その後に、指定統計調査の改正ということで、総務省の方に申請をいただいて、その申請を政策統括官部局で審査して、概ね妥当なものであろうということの審査の結果を付けてございます。

その審査の結果は妥当であると思うのですが、それを改めて統計委員会の方に御審議をお願いしたいということで諮問させていただいております。

その後ろに、前回答申における指摘事項に対する、今回改正の対応が書いてございます。

別添としまして「平成20年住宅・土地統計調査承認申請提出書類一覧」がございます。これ以降が、今回の改正実施計画本体になります。

右上に四角囲みで連番が続いていますが、もし抜けている資料がございましたら、事務局の方にお申し付けいただければ、ありがたいと思います。

今回の部会の審議に関してでございますけれども、平成20年住宅・土地統計調査は、来年10月1日現在で実施することになっておりまして、今回はオンライン調査とか民間委託を導入することとしていますが、こういった制度、仕組み、運営を導入するに当たりまして、法令的な準備とかが色々あるということから、12月いっぱいまでには答申をいただきたいと考えております。

この人口・社会統計部会におきまして、12月までに4回の部会の開催をお願いしたいと考えております。

今回は1回目でございますけれども、改正計画について簡単に説明させていただいた後、皆様方それぞれのお立場から御発言をいただいて、調査計画の論点を明らかにしていただければと考えております。

2回目は、10月24日水曜日を予定しております。2回目においては、今回、皆様から御指摘いただきました意見とか質問に対する回答及び論点を整理したものを基に御議論いただきたいと考えております。

3回目は、11月12日月曜日を予定しております。3回目では、残された事項、課題について御審議いただきまして、できましたら答申の骨子について御議論を進めていただければ、ありがたいと考えております。

最後の4回目は、11月28日水曜日を予定しております。4回目では、答申文の審議、とりまとめをお願いしたいと考えております。

4回の部会審議を経た上で、12月10日月曜日に予定されています統計委員会の方に答申案という形で御提出いただければと考えております。

以上でございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。本日も含めて、今、説明がありましたように、4回の部会での御審議をお願いいたします。

森泉専門委員がお見えになりましたので、自己紹介をお願いいたします。

○森泉専門委員 遅れてまいりまして、どうも済みませんでした。神奈川大学の森泉でございます。よろしくをお願いいたします。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、諮問文の朗読、改正計画案及び諮問の概要について、引き続き、會田統計審査官からお願いいたします。

○會田統計審査官 お手元の資料2の諮問文を、短いですが朗読させていただきます。

「諮問第1号 平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画について（諮問）」

表記について、平成19年9月20日付け総務勢第180号により総務大臣から別添『住宅・土地統計調査に係る承認について（申請）』のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、統計委員会の意見を求める」ということで、諮問文でございます。

次に「諮問の概要」について説明させていただきます。

住宅・土地統計調査の目的は「1 調査の目的等」に書いてございます。

我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況といったものを調査して、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としています。

住宅・土地統計調査は、昭和23年に実施されまして、以来5年置きに実施されて、今回は13回目ということになります。途中、平成10年に住宅統計調査に、世帯が保有する土地及び現住居以外の住宅についての調査事項も加え、名称を住宅・土地統計調査としまして、今回に至っております。

今回の改正のポイントでございます。

ここに書いてありますように、国の住宅・土地に関する供給量の確保から質の確保という施策の転換がございまして、それに対応させた調査内容とし、そのように改正すること。また、近年の個人情報に関する国民の意識の高まりがありますので、その調査の方法を、もう少し国民から協力を得られるような形に変更していくということ。これらの課題に対応するため、調査事項、調査方法等の変更を行っているということでございます。

具体的な改正内容ですが「3 改正内容」の「（1）調査事項の変更」のAでございます。

住宅建設計画法の法律が廃止されて、新しく住生活基本法というものが制定され、従来の住宅建設五箇年計画という基本計画も「住生活基本計画」に変わったことに伴いまして、供給量の確保から質の確保へと施策の転換があり、それに併せて調査事項も追加しているということでございます。

そこに書いてありますように、住宅の腐朽・破損の有無であるとか改修工事の有無であるとか、

耐震診断の有無であるとか、共同住宅のオートロックとか、そういった調査事項を今回追加しています。

今回、削除した調査事項ですが、正確な調査がなかなか難しかったという事項、施策の転換に基づきまして、従来と比較して重要度が低下したのではないかと思われる事項について、今回削除することとしています。

駐車スペースに関するものとか、そういった事項についても、今回削除することとしています。調査事項の変更は、ウに書いてございます。

調査事項「世帯全員の1年間の収入（税込み）」は、従来から階級で回答をいただいているところでございますが、そこで階級区分を細分化しています。例えば従来500万～1,000万という収入の区分のところを2区分であったものを、今回は100万円刻みの区分に細分化しています。

調査事項「通勤時間」の設問について、従来は其实数を書いていただいていたものを、今回は15分単位の選択肢に変えているといったことがございます。

2ページの「（2）調査方法の変更」で「ア 調査単位区数等の変更」がございます。

前回、約21万3,000の調査区から二段抽出で調査対象世帯を抽出しておりましたが、今回は20万8,000に減少させました。これは市町村合併などといったことがあった関係で、抽出する調査区が減少しているということでございます。

これで調査対象世帯数は、前回の360万住戸・世帯から今回の350万住戸・世帯に若干減少してございます。

この調査は、ショートフォームとロングフォーム、甲調査と乙調査というものがありまして、乙調査の部分については、現住居以外の住宅及び保有する土地について回答をいただくことになっておりますが、そちらの方については約50万住戸・世帯が対象となっております。これは前回の55万から50万に若干減っているということでございます。

調査票の設計の変更ということで、この調査は住宅の構造であるとか、種類であるとか、従来から調査員が書いている、他計方式と言いますけれども、そういった部分が調査票の中にあつたのですが、その部分について独立した新たな建物調査票というものに移しています。

これはインターネット申告とか調査票が封入されてくるといったことになりますと、調査員が調査票の部分に記入をするということが難しくなってくるということがございますので、調査員が従来書いていた部分については、一括して新しい調査票に移行するということがございます。

ウとして、実地調査に係る業務の民間事業者への委託がございます。

これは「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」にのっとり、この調査においても、市町村における実地調査に係る部分を民間事業者へ委託できるようにするということがございます。

エとして、一部地域におけるインターネット申告併用の試行ということで、政府全体の最適化計画が進んでいますが、そのシステムを利用するということが、全国的にはシステムの容量等があるので難しいと思いますが、一部のところでは試行的にインターネットの回答も可能であるようにするということがございます。

調査事項で、今回建物の腐朽とか破損といったものを調査員が記入する事項ということで追加していますので、これを立入検査ができるという項目で追加するというのがございます。

最後の力ですが、コールセンターの設置についてです。

これは、現在、総務省統計局が行っております就業構造基本調査でも採用していますが、コールセンターを外注でお願いして、調査世帯に対する対応はそこで一元的に行っていくということを予定しています。

細かい内容になりますが、お配りしてあります厚い方の資料の5－(1)と5－(2)という資料を御覧いただきたいと思います。この2つのA4横の表で、前回と今回の変更点を要約してございます。

大体今、説明させていただいたものと同じになりますが、先ず5－(1)を御覧いただきますと、前回と変わっていない部分も含めまして「調査の対象」が約350万。

「調査員の配置」が、大体1人の調査員が2～3つの調査区を担当するという事です。

調査員のほかに指導員が配置されますが、これが5調査員に1人の割合で配置をされるということでございます。

「調査票の配布・回収方式」につきましては、前は『記入のしかた』というパンフレットのよう、リーフレットのようなものの中に調査票を挟んでいただいて、その封入用のシールを併せて付けていたわけですが、今回は調査票提出用の独自の封筒を作成して、それを配布するという事でございます。

調査票の検査、審査などに関しましては、従来は市町村の方をお願いしておったものを、今回は民間事業者でも行うことができるように、変えています。

資料5－(2)を御覧いただきますと、具体的な調査事項があります。

幾つか説明させていただきますと、先ず1ページ目の「2 世帯全員の1年間の収入(税込み)」がでございます。200万未満のところと500万～1,000万のところ、今回細分化されます。

「4 通勤時間(片道)」がでございますが、従来、実数で書いていただいたものを今回階級区分にしています。

「6 この住居への入居時期」がでございますが、調査の実施年が15年から20年に変わったことによって、そこは当然変わってくる所でございます。

2ページに「12 床面積」がでございますが、前回ですと「うち地階(地下室)の床面積」とあったものを今回削除します。

3ページの台所が幾つあったかと数を聞いていたものを、今回はその数を聞くのは落ととしています。

トイレについても、前はトイレの数を聞いておったものを今回は落ととしています。

「17 住宅の防火設備」については、前はスプリンクラーの有る、無しであったのですが、今回は自動火災感知設備がどこに在るかといったものを調査事項として入れています。

「18 駐車スペース」については、今回は削除しています。

4ページの「21 住宅の増改築」について、選択肢のところを一部変更しています。

「20 住宅の耐震診断の有無」というのが、今回新しく入っています。  
大体、調査事項で変わった主なところは、そういったところでございます。  
一応、私の方からは、これで終わらせていただきます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、調査実施部局から、今の説明に何か補足しておく事項がございましたら、お願いいたします。総務省統計調査部の千野国勢統計課長さんから、説明をお願いいたします。

○千野国勢統計課長 よろしく申し上げます。

今の説明で大方尽きているのですが、資料の後ろの方に参考という資料が幾つか付いていて、その中の参考2を御覧いただきますと、今回の改正点をわかりやすくまとめてございますので、これに基づきまして補足説明をしたいと思っております。

参考2「主要改正点（案）」でございます。

今回、幾つか調査計画を改正しているのですが、その背景は2. にありますとおり、1つは住宅政策が変わったということです。これに伴って、調査事項の見直しを行っております。

もう一つは、調査環境の変化への対応ということで、特に平成17年の個人情報保護法施行によって、調査環境が一段と厳しくなっております。それに伴いまして、調査方法の見直しを行っております。

「3. 改正の概要」を御覧いただきますと、調査事項につきましては、先ほど審査官から御説明のあったとおりでございます。新たに住宅政策等に必要な指標を得るための調査事項を拡充しております。逆に利用ニーズが希薄化している、あるいは正確な記入がどうも得られていないのではないかというものについては、廃止、見直し等を行っております。

「(2) 調査方法」ですが、1つは調査票の取集方法の見直しということで、全世帯に調査票提出用封筒を新たに配布することにしてございます。これは、前回の平成15年には『記入のしかた』というものを調査票と一緒に配っていたのですが、その『記入のしかた』の間に調査票を挟んでいただいて、それを何か所かシールでとめるという形で希望する人は封入して提出していただいていたのですが、もう少しきちんとした形で封入提出をしていただこうということで、全世帯に調査票提出用封筒を配布するという形にしてございます。これによって封入を希望する世帯がこの封筒に調査票を入れて提出していただくという形になります。

ただし、一部の政令市等におきましては、既にほかの統計調査で全世帯から封入して提出してもらおうという調査票回収の仕方をしているところもございまして、そういったところにつきましては、全世帯が封入して提出するという形になろうかと思っております。

2ページですが、また、一部の市町村において、オンラインによる回答も可能とするということで、政府統計共同利用システムが平成20年度から利用できるようになるのですが、住宅・土地統計調査は、標本規模が350万世帯ということで、統計局所管の標本調査、恐らく各府省を見ても、標本調査の中では最大規模の標本調査だと思いますので、初回については全面的に採用ということではなくて、一部の市町村で採用して、その状況を見て、次回以降全面採用していくことを検討するという事になるかと思っておりますが、今回はそういうことで一部の市町村ということを考えてご

ございます。

「(3) 調査対象数」ですが、これは若干減少しておりますが、市町村合併で一つひとつの市町村の規模が大きくなったために、結果として若干の減少になったということで、標本設計の考え方は平成 15 年と変えてございません。

「4. 集計様式の変更」ですが、これは新統計法が平成 21 年に施行になりますと、オーダーメイド集計というものができるのですが、今はまだその準備を進めているところで、それに対応することはできないのですが、少しでもその精神に近づこうということで、2段階で集計結果を公表するような形を考えてございます。

先ず第1段階では、あらかじめ我々は利用ニーズを把握して、そこでニーズが明らかになっているものについて、結果表として公表する。これはイメージとしては、これまでの報告書に載っている結果表プラス $\alpha$ ということだと思いますが、そういったものを公表することと並行して、例えばホームページ等で結果表の追加要望などを広く集めまして、それらを我々の方で要望を追加的に把握して、それに沿った結果表を第2弾として、その後に公表するというを考えてございます。

補足説明としては、以上です。

○阿藤部会長 ありがとうございます。それでは、委員、専門委員、審議協力者の皆様方から、この改正計画案についての意見、質問などについて、御発言をお願いしたいと思います。御発言に対する質疑等は、その場で行うのではなく、原則として、後ほどまとめて御回答いただくか、今後2回、3回とございますが、その審議の中で行いたいと思います。

また、東京都、神奈川県につきましては、地域統計の整備や地方行政からの御意見をいただければ幸いです。

それでは、どうぞ活発な御意見ををお願いしたいと思います。

早速廣松委員、どうですか。

○廣松委員 御指名でございますので、最初に簡単なコメントをさせていただきたいと思います。

事前に今回の改正案等を拝見した上でのことですが、先ず第1点目として、今回は住生活基本法ができて、それに伴う住生活基本計画を作成するための基礎資料を作るということになっていきます。従来からもここにありますように住宅の量から質という観点が重要視され、幾つか調査項目が加わってきたわけですが、今回、その根拠がある程度明確になったということは評価すべきではないかと思います。

それに伴い、調査項目に関して、追加及び削除等がなされるわけですが、その具体的な内容の是非に関しては、これからのこの部会での審議に委ねたいと思いますが、個人的には、基本的には大体妥当な線ではないかと考えております。

ただ、よく言われますとおり、住戸数そのものは、昭和 40 年代の初めぐらいでしょうか、総世帯数を超えておまして、したがって、そのときからある意味で量よりも質に重点が移ったということですが、質とはいってもさまざまな側面があるかと思いますが、どういう側面を重要視するのか、そこはある程度明確にしておく必要があるのではないかと思います。それが第1点でございます。

2点目としては、これはどちらかという、調査の方法に関することですが、今回新たに民間開放あるいは民間委託も考慮に入れた上で調査を行うという計画になっていますが、この調査は指定統計であり都道府県が法定受託事務として実施するという形になっていますので、民間に委託する場合のやり方に関しては十分詰めておく必要があるかと思えます。

特に都道府県の方では、民間に委託する場合には、事務処理条例の改定等、事務的な手続を要することになります。その点については後ほど実施部局及び都道府県の委員の方からコメントをいただければいいと思いますが、少し心配するのは、12月に何とか答申を挙げたとして、地方の方での事務手続が間に合うのかどうかということです。そこが調査方法として、今回新たに加わった論点だろうと思えますので、やはりかなり慎重にこの部会で審議すべき点ではないかと思えます。

それと関連しまして、コールセンターに関しても、私個人は大変いい方法だと思うのですが、これも厳密に言うと、既に都道府県に委託をしたというか、都道府県側から言うと、受託をしたものを、一部国がコールセンターという形で都道府県に委託したはずのものを、もう一度吸い上げるような形になるのではないかと。そこのところの整理は十分なのか。既にコールセンターの設置は、就業構造基本調査で行われていますので、前例があるといえ、前例があるのですが、今後いろんな調査でこういうケースが出てくるだろうと思えますので、やはりちゃんと整理をしておいた方がいいのではないかという気がします。

3点目としては、結果の公表に関して、オーダーメイドが出てくることを念頭に置いた上で、二段階で集計の計画を立てていただいているという点は、私は大変高く評価をしたいと思えます。

当然のことながら、平成21年4月以降、オーダーメイド集計、匿名データの提供が実際に行われるようになった場合に、どういうものが出てくるか、ちょっと事前には予想できませんけれども、住宅・土地統計調査に関して、この言葉で言うと、更に需要ニーズに応じて、追加的に結果表を作成するということは、オーダーメイドの第一歩だろうと思えますので、この点、是非積極的にやっていただければと思います。

4点目として、前回までの調査で、調査員の方が調査票の欄外に書くようになっていたものが、今回、1枚の調査票の形にまとめられて、調査員の方がそれを事前にかけるようになったということは、調査の方法としても調査票の機能分担という意味でも大変いい方法だと思います。

最後に、1つだけ。封入が予定されているのですが、もし、可能であれば封筒の形式も少し見せていただければと思います。

とりあえず、気が付いた点は以上でございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。それでは、野村委員、どうぞ。

○野村委員 では、初めですので、先ず、改正内容といいますか、調査事項の変更について、2～3コメントをさせていただきたいと思えます。

世帯全員の1年間の収入について、階層区分を細分化する。ウという項目の中にありますが、それ自身は非常に歓迎すべきことかと思うのですけれども、一方で住宅需要実態調査では、多分階層が13区分という感じでほぼ同じになってきた。

でも世帯の状況については、あちらの承認統計の方で、もう少し細かく調査されていく部分もあ



るかと思いますが、その中で、住宅・土地統計調査の役割をどのような形で認識すべきかという部分があるかなと思います。

その中の一つは、資産ストックとしての調査としての役割なのかと思っております。

ストックとしての役割としますと、また別の問題といたしますか、平成 15 年のときの諮問の議事録を拝読したのですが、そのときも現住居以外の所有している住居についての属性の調査項目が落とされたという形の中で、推計がなかなか困難になるという点が、当時、5 年前でしょうか、議論のテーマになっておりました。

今回、統計委員会の枠組みの中での部会という位置づけだと認識しておりますが、もう少し大きな体系、ナショナル・カウントの中で土地推計あるいは住宅推計あるいは帰属家賃推計という 3 つのポイントが一次統計とつながっていると思いますが、どのような形で整合性を保つような全体としての体系の整備を行うのかということ、議論していくことが重要なのだらうと思います。その部分について、後ほど私の考え等も紹介させていただきます。

第 2 番目として、最初ですので改正内容につきまして、イの部分ですが、正確な調査が困難になった調査事項としまして、先ず、クエスチョンネアの内部整合性といいますか、今回、民営の賃貸住宅に関わる選択肢区分の統合という形で、不動産業者等が仲介する場合について、記入者が調査項目の 9 になるかと思うのですが、家主が個人か法人であるかということは正確に把握していない可能性があるということで除去するという事になったかと思えます。

そのような認識でいきますと、内部の統計表の整合性なのですが、第 4 面に行きます。23 番目の調査項目なのですが、住居の敷地についても、これは 23 番の取得方法、取得時期等というのがありますが、誰から買ったり、借りたりなどをしたのですかという形の中で、土地を借りている場合に、その所有者について、ここでは聞いている。そういう認識でよろしいのかというのを、先ず確認したいのですが、建物、上物については先ほどの正確な調査は困難であるという理由によって統合する、やめるという形でしたが、土地については、借りているときに主体を聞いているというのはどうなのか。

イのところでも、いつ買ったり、借りたりなどをしたのですか。買ったという行為は、時間のポイントをお聞きするというのでいいと思いますが、借りるという行為は期間といいますか、基本的に買うというのがポイントであれば、借りるというのは期間だと思うのですが、そういう部分で、借りたりしたときには、どれを記入するのかなという部分に少し混乱が有るのかなと思えます。

乙表の取得方法に関しては、勿論、所有しかないのですが、甲表においての土地を賃貸している場合の所有について、ややどのように考えるべきか、その整合性というのをお聞きしたいなと思えます。

以上、とりあえず、よろしく申し上げます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。それでは、大江専門委員、どうぞ。

○大江専門委員 先ず、私も 5 年前の審議にも参加させていただいたのですが、それからそれほど大きくは変わっていないということで、先ほど廣松委員のお話のように、調査事項に関して

は、相当安定的になってきたかと思えます。

位置づけ的には、地域住宅政策に関心を持つユーザー的立場から言えば、国民経済的な観点ではなくて、住宅を実際に使い、それがどういうふうハードウェアとして生き延びていくのか、その中で世帯がどう変わっていくのかという点に注目しています。今、地域レベルの住宅政策が重要性を増しているということからしますと、こういった大規模なサンプリングで行う調査というのが非常に重要であると考えております。

それから、この中で改正内容のウのところに関連してですが、公営住宅等に関する施策の立案のためということとの関係でいきますと、実際に調査するとき、施設等の世帯に分類されるようなタイプのものについて、どういうふう扱うのかが気になります。私は、今、定かに覚えていないのですが、施設かどうかというのも法律できちんと書いてあるもの、実際には施設的に運営されているけれども、制度上は、施設ではないなどがあります。

例えば介護保険法上の認知症高齢者のグループホームですね。これに関しては、ハードウェアは一応住宅ということになっているのですが、実態上は施設的運営になっている、そういうものに関して、勿論住宅として取られると思えますけれども、民家を使ってやっているようなものと、1つの住宅の中に、9人の高齢者が共同生活しているようなタイプとしてとらえられてしまって、非常に扱いが難しい。

つまり、今、施設と住宅というのは、非常に境界があいまいになっている部分がありまして、そういう部分について、特に高齢者住宅政策という観点から集計等の工夫においても、実態がわかるような形の対応をお願いしたいと思います。

それから実施方法に関してなのですが、民間事業者への委託に関しましては、手続上のさまざまな問題もあろうかと思いますが、私の認識としましては、これまでの調査の担当される方というのが、市町村が自治会町内会を通じて、お願いしていくということで、私も調査員の方が集まったところでお話をしたことがあるのですが、かなり高齢化しており、旧来の地域社会組織に頼る調査員の任命ということが難しくなっているのは事実だと思います。

それに代わって民間事業者という考え方も当然あると思えますけれども、もう一つは新たに地域の中で、実際の活動をし始めているさまざまなNPO団体、例えば介護保険事業者になっているNPOなどもありますので、そういった地域のことをよく知っているNPOを通して調査員を委嘱していくといった、調査員職に対する新しいチャンネルを作っていくということも、同時に進める必要があるのではないかと考えております。

それから、これは意見ではございませんが、住宅需要実態調査とのリンクが更に強くなったということは、非常に歓迎すべきことだと思いますし、また、被調査者の負担軽減という点からも評価すべきことだと考えております。

以上でございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。それでは、嶋崎専門委員、お願いします。

○嶋崎専門委員 私の方からは、今回、調査方法の改正を中心に幾つかコメントさせていただきます。

1つは、個人情報保護という視点から全票を封入回収するという点に関してです。実際に今回の調査票を拝見しますと、大変回答するのが難しいものになっています。

たとえば質問文形式になっている問もあれば、具体的な質問文がない問もあります。「記入の仕方」で、丁寧な説明をしておきませんと、実際には回答できない、あるいは不正確な情報にとどまってしまうという危惧があるかと思います。調査員のチェックが無いという点を踏まえて、これまで以上に詳細な指示書を用意する必要があるかと思います。「記入の仕方」でどのように指示する予定であるのか、具体的にいずれ提示をしていただきたいと思います。

もう一点は、オンライン収集を部分的には始めるという点に関してです。このことは回収率を上げるために有効な方法だと思います。実際に就調で始まっているのかと思いますが、導入する市町村の選択基準を提示していただければと思います。主たる基準は共働き世帯の多い箇所等とございますので具体的に教えていただければと思います。

私も最近いくつかオンライン調査を実施しておりますが、実際に画面をデザインしますと、どの程度、誤回答や拒否を許容するのかなど悩むことが多くあります。ある間に回答しないと次に進めないようにすることは重要ですが、他方でその形式が続きますと、回答する側は、少しうんざりしてしまうという部分もあるかと思います。その辺りを具体的にどういうふうにデザインされるのかを、また提示していただきたいと思います。

最後に、民間開放についてです。これまで幾つかの調査会社に全国調査を委託してきました。その経験からみますと、調査会社は全国規模で、大阪や東京を中心に本社をもち、各支局へ指示が出されるという体制ですので、個々の市町村が個別に特定の調査会社と契約するというのは、コスト面でも負担が大きいのではないかと危惧しております。これまで御説明を伺いましたけれども、いまま少し具体的に御説明いただければと思います。

以上でございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。それでは、森泉専門委員、どうぞ。

○森泉専門委員 幾つか色々御説明を伺って考えるところがございますが、先ず、大きなところから申し上げてみたいと思います。

私も前回の15年のときに参加させていただきましたし、もしかしたらその前も参加させていたでいるような気もいたします。

それで、毎回申し上げていることを、先ず申し上げたいと思うのですが、住宅・土地統計調査というのは、大変大きな調査で、確かに国の住宅政策を担う基幹となるデータだという気はいたします。

一方で新しい住宅政策が、住生活基本法というのが施行されまして、住宅政策は従来から大きな転換をして、マーケットに任せていこうということになったと思います。住宅、質の確保、量の確保を主としてマーケットに任せるわけです。

それでは、そういうターゲットを持っている場合に、この統計をどのように使ったらいいかというときに、一番困るのが、経済的な面が所得しかないということなのです。

私は、前の国交省の課長さんにも申し上げた記憶があるのですがけれども、American Housing Survey

を参考にしてくださいということは、何度も申し上げているのです。しかしながら依然としてほんの細かいところの手直しだけで終わっているような気がいたします。

これでは、新しい住宅政策というふうに政府の方で、あるいは国交省の方で打ち出しておきながら、その目標を達成することを見るというのは、結果としてしか見られないということです。それで、何か分析をしてみようとか思ったときに、あるいは提言をしてみようと思ったときに、所得だけの経済変数ではいかんともし難いということを何度も申し上げてまいりました。

勿論、今回、こういうことを急にというのは無理なのですが、是非そういう方面で **American Housing Survey** のように、住宅ローンであるとか、それから住宅の市場価値です、今、自分が住んでいる住宅が幾らなのだろうかということから、それからいつ住宅を買ったのか、それはある程度出ていますけれども、幾らのものを買ったのだろうか、どういう資金ファイナンスをしたのだろうかということに始まり、勿論そういうものは全部出ているわけです。そろそろそういう方向を少し考えていく時期ではないかという気がいたします。

それで、少し私は今日遅れてきたので、そのときにお話があったのかもしれませんが、旧来の住宅需要実態調査がそういうのをある程度は担っていたと思います。

しかし、これも十分ではなく、住宅ローンであるとか、そういう住宅の市場価格であるとか、そういうものには一切従来のものでしたら触れていませんでした。試算もありませんでした。さっき野村委員の方から出てまいりましたけれども、住宅というのは、実物資産の非常に大きなもので、家計における資産全体、金融資産、実物資産全体を合わせて家計の資産の7割以上を占めるわけです。

そういうことであるならば、金融資産の方は、割と全国消費実態調査などで把握することはできますけれども、実物資産に対する家計の行動を分析したり、あるいは実物資産の住宅価値はどのくらいあるかということを見ようと思ってもできないわけです。

従来、これらを使って簿価で行ってきっていたようですが、そういうことも含めて住宅需要実態調査との関連を、どういう調査をなさるかということを是非見せていただきたいと思います。それが大きなことでございます。

細かいことにいきますと、所得の細分化であるとか、今回は耐震を主に改正したということ私を大きく評価したいと思います。

それ以外に、まだもう少しできるならば、今回の調査でも項目として入れていただきたいと思うのは、実は住宅は、妻が就業しているかどうかというのが、住宅の購入、それから賃貸、それが大きいのです。それからどこに立地するかというのも。妻が就業しているかどうか。

この住宅統計調査は、どうも夫を中心に考えているらしくて、夫の通勤の距離はどのくらいか、時間はどのくらいかということで、実際、これだけ共働きが増えてきますと、むしろ妻の実家に近いとか、妻の職場に近いということが考えられるのです。

ですから、少なくとも妻が就業しているかどうかということ、例えば4-(2)の乙表の横の方に少し○を付けるという形で入るのではないかなど、少し字は小さくなるのかもしれませんが、入るのではないかという気がしますので、一列、それを入れていただきたいと思います。

夫の失業もなかったような気がするのですけれども、そういうのも無職と失業は違いますので、そういう点も考慮に入れられれば、もっとよろしいのではないかと思います。

もう一つは、今は甲も乙も一緒ですけれども、次の項目も甲も乙も一緒だと思いますけれども、例えば甲表の資料4-(1)の項目5ですね。別世帯となっている、子の住んでいる場所ということがあるのですけれども、これは介護のことだけの視点ではないかと思います。

少子化ということの一つ。政府の政策の中に大きなウエートを今まで占めていたわけで、これからも、多分、福田内閣でも同様だと思うのですけれども、そのとき、若年世帯から見た同居、近居、隣居というのは、これでは見ることができないというので、何か一つ工夫していただければ、介護だけではなく、子育てということの方も見えて、少子化政策などにも貢献することができるのではないかと思います。

それから、あと2つあるのですけれども、建築時期区分というのが、入居時期ではなくて建築区分というのが、確か甲表の12にあるのですが、これは確かに時期が5年ごとにずれてきますから、機械的に言えば、昭和56年から平成2年と、ここが、ぱっとレンジが増えるわけですけれども、たしか昭和56年というのは建築基準法で耐震が変わった時期で、ここを分けるというのは非常に重要です。その後も、ここの中にいっぱいバブルの時期というのが入ってきているわけです。

ですから、この辺も機械的ではなく、ここも5年ごとに分けるというふうにしたらどうかと思います。これは、昭和25年以前というので区切っているのですが、高齢者は昭和25年以前の古いのがいいと言いますが、もうそろそろ、少なくとも次回になりますと、高齢者が、やはり昭和25年以前に住んでいる高齢者も少なくなるという気がいたしますので、この辺、今回も同様にして、もう少し工夫ができないものであろうかという気がいたしました。

それから、いっぱい、申し訳ないですけれども、今の資料の18に修理がございます。それで住宅政策が展開しまして、今度はストック重視ということで、質ということを非常に重きを置くようになりまして、こういうふうには今回は耐震であるとか、増改築・改修ということを少し充実させたということは評価いたします。

しかしながら、ここも、もしそういうことが通るのであれば、5年間行った、増改築、改修ではなくて、もう少しスパンを長く、少なくとも10年以降、あるいは10年以降についていつやりましたかという年次ぐらい書くということは可能ではないかと思います。

それで、結構覚えているものではないかと思うので、そこも少し考えていただきたい。

それで、家歴ということも、確か、今後も調べていくことも聞いています。そういう家歴、家のヒストリーを、今後、政府の方で重視していくような政策を入れるならば、そのときを見据えて、そういう家が何をした、いつ買って、どういう修理をしたということは、これはやはり細かく見ておいた方がいいと思います。

American Housing Surveyですと、一部のデータがパネル形式になっておりまして、そこでずっとヒストリーを追っていくということになっているわけです。ですから、そういうことも是非御考慮いただきたいと思います。

最後なのですけれども、これも毎回言うのですけれども、私がいつも申し上げていることなので

すけれども、今回の住生活基本計画の中で指標として洗面所というのが入っているということで、これは今回は致し方ないと思いますけれども、普及率が90%近くになっているものは、もう指標からは要らないのではないかと、私は思います。

これも、いつも申し上げているのですけれども、こういう点に関しても、指標を作っていらっしゃる国交省の方と、やはりこのデータを作っていらっしゃる総務省の方とでやりとりをなさって、指標を作るときも、そういう意見も取り入れてやっていかれたら、今後、いかがなものかと思いません。

以上でございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。一応、委員、専門委員の方から御意見がありましたが、東京都、それから神奈川県の方もみえていますので、地域統計の整備や地方行政からの御意見をいただければ幸いです。

○東京都 東京都ですけれども、今回の20年調査の調査票の配付・回収方式でございますが、マンション建設に伴う、調査員と調査世帯の面会がなかなか難しいという状態が発生してございます。面会が難しいので、調査票を配付して十分説明をしたり、また調査票の記入について、色々な質問にお答えしたりする、そういうことが非常に厳しいという状態になってございます。そういう意味で、配付または回収の方式を多様化せざるを得ない状況があると思えます。

その一方で、会えないということをおある程度考慮した調査票の設計または記入の仕方など、工夫が必要かなと思っております。

また、さまざまな調査のやり方を取るということで、オンラインということが言われております。調査票の収集の仕方を多様化するということは、調査票の回収状況を把握するという意味で、今までと違いますので、調査員との連絡又はその把握の仕方など、今までと違うやり方が必要になってくるだろうと思っております。そこら辺の具体的なやり方をどのようにしようとしているのかということが調査をスムーズに行う意味において重要になってくると思えます。そういう意味で具体的な内容を示していただきたいと思っております。

また、民間委託の問題でございますが、先ほどもお話がございましたけれども、事務処理の条例を改正して、都道府県が持っている調査員の任命について、区市町村の方に下ろすということが必要になります。当然、事務を移管するということは、必要な経費の問題がございますし、また、事務量が増加することによって、色々な市町村の方の人員配置の問題とか、そういうこともございます。

事務を受け取る側の問題としても、色々検討しなければならないという部分がございます、納得をいただいて受けていただくというような手続に、非常に時間がかかります。

都の場合で考えてみますと、年明けの議会、第1回の定例議会にかけるというようなスケジュールで進まない、実際、20年度の調査の方の作業に入っていけないと考えています。

区市町村の方に問い合わせをしたところ、今回の民間委託については、まだ時期が早いかなというお考えで、都の場合については、希望されるところがございませんでした。事務処理のことを考えた場合には、最低2年ぐらいスケジュールをいただいて検討しないと、なかなか難しいのかなと

思っています。

調査票、その他につきましては、先ほども言いましたように、書きやすい、特に高齢者のこともございますので、色々な問題等の工夫なども必要かなと思っております。

以上でございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、神奈川県さん。

○神奈川県 神奈川県も東京都さんとほぼ同様な状況でございますが、1点、コールセンターにしましては、今回設置していただけるということで、この面では若干、実査を担当する市町村等、あるいは都道府県の事務負担が軽減されるかなと期待しております。

一方、今回は全封ではないのですけれども、封入提出が進みますと、従前は調査員が点検・審査していた部分が、指導員あるいは市町村の審査に負荷がかかってくるというところで、そういった負担割合が変わってくるというところに若干の危惧を抱いているようなところもございます。

以上でございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。御発言を色々いただきまして、本調査の基本的な問題が幾つか提起されたと思います。私の方から特に細かいことはございませんが、今日の国勢調査につきまして、大変国民から厳しい視線を浴びせかけられているということで、この住宅・土地統計調査も国勢調査の、確か15分の1と非常に大規模標本でございます。そういう意味で非常に多くの国民をカバーするという点で、やはり同様に今のこういうプライバシー意識が強い時代に厳しい視線にさらされるということがあろうかと思えます。

今回は随分その点で、密封回収方式とか、あるいはオンラインとかを取り入れていただいているようではありますが、これは国勢調査の方もそうなのですが、なかなか回収方法の多様化をしますと、またその統一化といいますか、一つひとつのIDをどういうふうに当てるとか、二重に調査に行ってしまうとか、そういう新しい問題も出てきますので、その辺への御配慮も是非お願いしたいと思えます。

それでは、一とおりの各委員、専門委員、審議協力者から本調査に対する考え方などの発言をいただきました。その中で出ました疑問点につきまして、諮問者並びに調査実施者からこの場でお答えがいただけるもの、または御発言がございましたその発言内容の確認を再度しておきたいという事項があれば、お願いしたいと思います。

會田統計審査官の方からどうぞ。

○會田統計審査官 幾つかの質問が出ていると思いますが、資料を準備して説明させていただいた方がいいかと思えますので、次回のときに間に合うように準備したいと思います。

○阿藤部会長 それでは、千野国勢統計課長、どうぞ。

○千野国勢統計課長 たくさんございますので、大きな話だけ幾つかいたしますと、1つは民間開放、民間委託については幾つか御意見が出たのですが、これはまさに試行錯誤でやっているという部分がございます、現在、就業構造基本調査が小規模に民間委託、民間開放をやっていますので、それを踏まえて、こちらでもやっていくということではなかろうかと思えます。その際に地方公共

団体とよく意見交換をして進めていくというようなことでないかと思えます。

ほかの部分では、ナショナルアカウントの中での整合性ということですね。これは、我々は念頭に置いて調査の企画を進めていかないといけないとは思いますが、主体となって検討するのはこの部会というよりもナショナルアカウント側の部会ではなかろうかという感じがいたしますので、それを念頭に置きつつ、ここでどのような調査項目が必要かといったことの検討をしていきたいと思えますが、大きくはそちらの方の中で全体をどうとらえるかということではないかと思えます。

経済面の調査事項につきましては、住宅関係の統計調査と言いますのは、この住宅・土地統計調査だけではございませんで、国土交通省の方の指定統計、承認統計等がございますので、それらを全体としてどのように解決していくかということだと思えます。

今回その中で住宅需要実態調査との関係につきましては、国土交通省とよく相談をいたしまして、我々の住宅・土地統計調査の標本の中から住宅需要実態調査の標本を抽出するということによって、同じ標本で住宅需要実態調査が実施されますので、住宅需要実態調査の調査項目と住宅・土地統計調査の調査項目のクロス集計が可能になります。

これによって両統計を合わせた集計が色々できるようになりますので、その全体としてどう考えていくかといった視点で検討をしていきたいと思えます。大きくはそういうところでしょうか。

○阿藤部会長 かなり細かい御質問あるいは提案がたくさん出ましたので、今すぐに担当者の側からお答えは得にくいので、準備をしていただいて、改めて次回、次々回に検討の時間をもちたいと思えます。

○千野国勢統計課長 具体的なものに対しては、今、説明できるものは説明してもよろしいでしょうか。

○阿藤部会長 どうぞ。

○千野国勢統計課長 そうしたら、森泉先生から具体的に幾つか御意見をいただいておりますが、経済面の話につきましては、住宅需要実態調査の方で色々な項目を盛り込むような検討をしていくと聞いておりまして、そこと連携を取って進めていますので、それを全体としてどう解決していくかということだと思えます。

○森泉専門委員 私はさっき、その調査票をこちらに御提出いただいて、少し考えさせていただくことが可能であれば、そうしていただきたいということを申し上げました。

○千野国勢統計課長 そこは承認統計になりますので、取扱いについては統括官室と相談して検討したいと思えます。

幾つかありました中で、夫と妻で、妻の就業の有無ということなのですが、就業というのはなかなか概念も難しいところがございまして、チェック欄1つというわけにはいかないのだろうと思えます。

例えば就業構造基本調査では、ユージュアリーベースの就業をとらえていますし、労働力調査ではアクチュアリーベースの状況でとらえていますので、統計調査できちんと設問をつくろうとすると、チェック欄1つということではなくて、やはりそれなりの調査項目になると思えますので、チェック欄1つというのは、なかなか現実的に難しいのではないかと思えます。



建築時期の区分はなかなか難しい問題でございまして、マークの欄が限りがございますので、この限りがある中でどう区分していくかということで、基本的に我々は、今回はある意味、機械的に最新のところにずらしているのですが、その中で昭和 56 年は建築基準法が改正された重要な年ですので、ここはこれからも区分は続けていくということだと思えます。

あとはどこを区切るかという視点なのですが、バブルということもございまして、経済面で見ますと、そのほかにオイルショックですとか、いろんな時期があると思えますし、また人口的な側面で見ますと、団塊世代がどこのステージにいるかといったような視点もあると思えますので、そういうふうなものを全部踏まえて、どこで区切るかということは、バブル期だけ切ればいいのかというふうに考えると、ほかにも切るところが出てくるような感じがいたしまして、そうすると全部を区切るわけにはいきませんので、マークを増やさずにどこで切るかということは、なかなかいいアイデアが出てこないところだと思えます。

ただし、前回の平成 15 年で、56 年から平成は 5 年で区切られていましたので、例えば平成 15 年のその情報を基に平成 20 年の結果を按分するとか、15 年の過去の調査の情報を使って 20 年の調査結果を加工するというような利用の仕方は可能ではないかと思えます。

洗面所の話は将来的に考えていけないことなのかと思えます。ただ、今回は政策上のニーズはまだございますので、残すことにしたいと思います。

家歴の問題ですが、これにつきましては、先ず記入の負担が、これはなかなか重くなる話だと思えますので、何をどこまでとらえるかということで、今お話に出ました 10 年遡ることにつきましては、住宅・土地統計調査は 5 年周期の調査でございまして、5 年周期の調査については過去にさかのぼるような場合は、5 年さかのぼるというような調査項目の設定が通例なされてまして、5 年遡ればその 5 年前の調査と併せて 10 年さかのぼった過去がわかる。更にその前で 15 年わかるというようなことがございますので、5 年、5 年ということにさせていただきます。

更にその 5 年より前であると、世帯の方で覚えているかということで、正確な記入が果たして期待できるかといったような問題もあると思えますので、ここは 5 年でそれ以前の話につきましては、何か加工、その結果を工夫して使っていただくといいのかなと考えてございます。

とりあえず以上です。

○阿藤部会長 ありがとうございます。第 1 回ですので、色々と御質問、御提案をいただいて、若干お答えできることは事務局側から説明があったと思えますが、以後の審議を効率的かつ円滑に進めるために、私の方で本件に関する論点案を整理したメモを作成しております。

ただいまお配りいたします。なお、部会審議の論点メモは、本日の御説明、御意見を踏まえた上で今後必要な追加修正を行いまして、次回以降はその追加修正をしたものに基づいて審議したいと考えております。あくまでも今日の論点メモは諮問されたものと前回までの審議会の御議論を踏まえた、それらの対応という視点からまとめたものでございます。

それでは、読み上げさせていただきます。

「1 課題への対応」。これは前回の統計審議会からの課題でございます。

(1) は、前回の統計審議会答申を踏まえ、今日もたびたび出ていますように、量の確保から質

の確保へといった住宅・土地施策の転換に対応した調査事項の見直しをしているかどうか。また、調査結果とGISデータとのマッチングを図っているかどうかということが第1点でございます。

(2)は、近年個人情報に関する国民の意識の高まりを踏まえて、調査に対する国民の協力を得られるような調査方法になっているかどうかということでございます。

「2 調査の方法」。

「(1) 標本設計」。調査対象数が約360万住戸・世帯から350万住戸・世帯へと少なくなっているが、調査の精度等は従前の調査結果との継続性が担保されたものとなっているかどうか。これについては、今日は余り御議論ができませんでした。

「(2) 調査事項」の①調査項の追加は統計需要への対応、報告者負担の軽減の観点から妥当なものとなっているかどうか。今日、若干の御議論が出たと思います。

②調査事項の廃止は統計需要への対応、統計の継続性の観点から妥当なものとなっているかどうかということでございます。

③選択肢区分等の変更は、統計需要への対応、報告者負担の軽減の観点から妥当なものとなっているかどうかということです。

「(3) 調査票の配付・収集」についてです。

①調査票の配付・収集の方法は、調査対象の負担を配慮したものとなっているかどうかということで、これについては密封回収、インターネット等の提言と御議論が若干ございました。

②調査に対する国民の協力を得られやすいものになっているかどうか。これも調査票の回収方法の関連でございます。

「(4) 民間委託」。

①市町村が調査実施業務を民間に委託する場合、十分な調査の精度を確保できるかどうかということでございます。

②調査実施業務を民間委託することに対して、国民の理解を得られるものになっているかどうかということでございます。これは統計事務の民間開放という大きな流れの中で御説明にありましたように、試験的に行われるということがございますが、それができるような方策を考えていくということでございます。

「(5) コールセンターの設置」。

①コールセンターの設置は、調査員等の負担を十分軽減するものとなっているのかどうかということでございます。

②調査対象からの調査票の記入方法などの一般的な紹介に対して、コールセンターは十分に機能するかどうかということでございますが、これは既にほかの調査で実験的に行われているので、そういうことも踏まえて少し御議論があればと思います。

「(6) 集計の結果表」。

作成することとしている結果表は、十分なものとなっているかどうか。これはいわゆる第1次集計が十分かどうかということに加えて、またオーダーメイドでの結果表作成を行う場合に留意すべき点がないかどうか。これは新統計法でそういう新しいオーダーメイドが活用されるようにという

こととございますから、そういう点での留意点が有るか無いかということをお議論願いたいと思います。

私の方から準備したのは以上でございますが、御質問、御意見があればお願いいたします。

それでは、これが言わば、今日の御議論が出る前の段階での論点整理でございますから、先ほど申し上げたように、これに事務局側で今日の御議論を踏まえた論点を付け加えた形で、次回の第2回に改めてそういうふうなものをお出しするという点で御了解を願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○阿藤部会長 それでは、了承を得られたということにいたしたいと思います。

大変効率的に御議論をいただきまして、時間はまだ大分残っております。どうぞ。

○野村委員 1点、先ほどのナショナルアカウントのことにつきまして、先ほどは余りお話をするあれがありませんでしたので、お話をさせていただきたいと思います。

ナショナルアカウント側の問題であろうと、その検討であろうというお話をいただきましたが、今まで、資産額がこの統計の中に調査の対象として反映されていなかった1つの問題は、ナショナルアカウント側のストックの推計としては何も使ってこなかったということが先ずあるのだと思います。これは明らかにストックの物量を調査しているわけですが、使ってこなかったということがございます。

それはなぜかということ、恐らく平成10年のときに大きく改定された中で、ナショナルアカウントのビューから見ると、土地の推計と住戸の推計というのは、はっきりと分離しているわけですが、土地の推計に関しては固定資産の概要調書ですとか、そちらのもの及び公示地価から作ってきた。

建物である住宅に関してはPIMといいますか、恒久棚卸法という、むしろ投資額の推計から蓄積をするような形で除却と償却の分布を考えて作ってきたという形の体系になっておりまして、物量タイプのアプローチとは対応しなかったことがございます。

これはどちらが国際的に標準的であるかということ、PIMの方が今は標準的になっておりまして、私の経験から見ても物量タイプで積み上げたときに一つの問題は単価の推計が非常に困難であるということから、実質上かなりの過小推計になる可能性が高いということがあります。

そういう意味では、PIMというアプローチによるストック推計はこれからも続いていくのであろうと思いますが、一方で本調査ではこれだけコストをかけて物量の補足をしていますのですから、何らかの形でPIMという推計値を検証するべきであるということは、やはりナショナルアカウント側の問題意識としてもあると思います。

そのときに資産推計が可能になるような所在地情報等が議論になっていますが、所在地情報でありますとか、キャラクターリスト、特性を聞こうというお話がありましたが、最も効率的に聞こうとするのであれば、先ほど森泉専門委員からありましたが、American Housing Survey ですね。AHSの中にもある、もしそれを売るとするならば幾らになるのでしょうかと、直接その時価をお聞きするわけです。

これに関しては主観的にすぎるということで、やや抵抗感があるというのは非常によくわかるの

ですが、こういうような主観的な要素を持った調査項目というものも、比較的アメリカとカナダの調査票にはよく入っているものがありますし、一方で経済分析としての精度としてみますと、その幅を与えていて、その中で選択する。世帯の収入を聞いているようにですね。そのようなレベルにおいて2～3割ぐらいの中の精度の幅をもって捉えているものであったとしてもP I M推計値をチェックする意味での有用性は非常に高いのであろうと思われま

す。土地に関しましては、日本のシステムはとてによくできていて、American Housing Survey と比べても土地の住戸の識別、建物と土地というものの識別は非常に重要であって、ナショナルアカウント側も土地は非償却資産であり生産された資産ではない。建物に関しては生産された資産であり償却される資産であるという枠組みで、完全に明確な識別があるわけです。

その識別が住宅・土地統計調査の中には、はっきりとあるわけですが、American Housing Surveyの方には、そういうものはアメリカの経済制度にも依存しているのかもしれませんが、その部分

ははっきりとはしておりません。そういう部分で、日本が優れている部分があると思

いますし、土地に関して言えば、土地基本調査という国交省の統計の中で地価関数を推計して、資産額の評価を法人所有と世帯所有について、土地の資産額を推計されている。属性をコントロールして、いい土地の推計を行っていると思いますが、住宅の資産額については現状として推計はされていないと思

いますし、推計するとしたときには直接的にその価値を家計に、むしろ世帯に聞いてしまうということも真剣に検討すべきことなのではないかと思

いますので、是非その部分に関しましては検討していただきたいと思

います。取得価格の調査も重要な項目ではありますが、価格評価額は取得時期から大きく離れてくる。そこにもう一段階、価格変更を推計するプロセスが入りますので、直接的に聞いてみるということも重要なものになるのではないかと思

います。資産推計の精度向上のためどこで検討して行くのかということでは、鶏と卵みたいな関係だと思

うのですが、この統計調査を受けて、ナショナルアカウント側でもう一度、資産・土地推計の体系を議論していくということになると思

います。そういう意味では、こちら側としましては、主観的ではあります

ますが、推計する販売価格、市場価格についての調査項目の設置を検討していただきたいと思

ほかにございますでしょうか。経済産業省さんどうぞ。

○経済産業省 2～3の御意見というか、御質問も含めまして、御発言をさせてもらいたいと思います。

1つは、これまでの中で何人かの方からお話がありましたけれども、調査方法の件で、今回は封入の提出を全面的に導入されるとかオンラインをされるということでございまして、このことに伴って建物調査票というのを他計方式から自計方式に再整理をされていると理解しているのですが、冒頭あったように標本調査でございますし、この調査方法の検討のところでは郵送調査をもう少し導入するとかいうようなことについて、少なくとも検討があったのかどうなのか。

検討の結果、そこら辺については採用がなかなか難しいというような整理になったのかとか、そこら辺の検討の状況がもしございましたら、ここは国勢調査のところでも色々と議論が有るということで、具体的な中身については当然承知しておりませんが、色々と郵送調査に係るような議論がございますし、私どもは直接の担当ではございませんけれども、事業所単位のところでは将来的にはそういったことも検討材料の一つと十分認識していますので、そこら辺が調査の設計等々から考えますと、郵送調査化というのは現実的な調査なのかなと個人的には思っていますので、そこら辺がどういう検討でこういう整理になられているのかというのが1つ目です。

もう一つは、確認をさせていただきたいこととございまして。民間委託ということで市町村の方に希望される場所では、一部委託をできるような仕組み導入されるということでございまして、この市町村単位での民間委託の業務の範囲というのは、いわゆる調査員の配付・取集事務の範囲なのか、プラスαで審査ですとか封入提出分の審査をやられるとか、そこら辺の整理が今できておりましたら、民間委託を予定をしている業務の範囲を教えてくださいというのが1点です。

もう一つ、これは私の認識が間違っているのかもわかりませんが、集計結果の件で、今日御提示をされている、あらかじめ利用ニーズが明確になっている結果表のほかに、オーダーメイド集計を念頭に置いて、追加的な結果表を作成するというところで、先ほど御説明をいただいておりますけれども、これまで、私の認識ですと、最終的な統計表というものも審議会の審議事項だということで、新たに追加公表をするということだと、これは目的外の申請が必要だと認識をしています。

オーダーメイドということであれば、これはそこを指しているのであればよろしいのでしょうかけれども、先ほど課長の御説明の中でそういったものをニーズを汲んだ上でインターネット等々で公表するようなお話がございましたので、そういう形になりますと、そこら辺の線引きというか整理というのはどうなのかというところ。これは御質問というか確認でございます。

以上でございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

○千野国勢統計課長 今のお話は確認事項ということで、先ず郵送調査につきましてはおっしゃるとおりでございまして、今回は前回と変更がございませんでしたので、説明は省略いたしました。郵送調査の導入についてはかなり時間をかけて検討いたしました。検証した結果、我々が期待していた効果といいますのは、調査員が会えないオートロックマンションですとか単身世帯といったと

ころで郵送で調査票が返ってくれば効果が有るのだらうと考えていたのですが、検証してみたところ、調査員が会えないようなワンルームマンション等の世帯については、郵送回収の回収率も悪いというような結果が出ました。

一方、郵送回収をいたしますと、調査員がすべての調査票をチェックできなくなる。封入回収でも希望者が封入するのであれば、希望しない世帯についてはチェックさせていただきますと行って、調査員がその場でチェックできるのですが、それが全くできなくなりますので、精度上は色々な問題が出てくるということがございまして、郵送回収については今回は導入しないということにさせていただきます。

一方、国勢調査は国勢調査で、また別の議論が有るのですが、国勢調査と住宅土地の違いは、調査員の数がけた違いに違うということです。国勢調査は 90 万人くらいの調査員を集めますので、そうしますと、なかなか調査員確保は大変ということがございます。それで質の面でも問題が出てくるのだらうと思います。

一方、住宅土地統計調査は調査員 7、8 万人くらいですので、計算上は登録調査員制度は 10 万人くらいを確保しておりますので、その範囲で収まっている。現実的にも過半数の調査員は登録調査員であるということがございまして、調査員の質がかなり高い。したがって調査員回収でかなりのことのできるというような違いもございまして、国勢調査とはまた議論が別であろう、国勢調査は国勢調査で考えないといけないと思っております。郵送調査はそういうことでございます。

2つ目の民間開放、民間委託についてです。業務範囲につきましては、基本的には調査員が行っている部分ということでございます。調査票の審査につきましては、調査員も指導員も市町村も行うという形で、いろんな形で行っています。したがって調査員の部分を担当するわけですので、調査員が行っているような検査は民間も行うということになるかと思えます。

ただし、市町村が行う審査について、どこまで市町村が行うのか、民間が行うのかというところは非常に難しい部分がございます、今まさに我々が検討しているところでございますので、そこら辺は程度がどのくらいになるかといったことについては、今、検討しているところでございます。

3つ目の追加集計の手続についてでございますが、これは住宅・土地の公表の時期、平成 21 年夏ごろだと思いますので、そのころには新統計法は恐らく施行されている時期ですので、新統計法のスキームが使えるれば、それに越したことはないと思いますが、使えない場合、目的外ということになるのか、承認申請の承認の変更という形にするのがいいのかといった問題が有ると思えます。

それにつきましては、利用者から考えて、こういった形にすると利用しやすい結果の公表になるのかといった視点で、これから統括官室と詰めていきたいと思っております。今の段階では、こういう形ということはまだ決めてございません。

以上です。

○阿藤部会長 よろしいですか。国土交通省さん、どうぞ。

○国土交通省 御要望を差し上げたいと思うのですが、住宅政策を所掌している国土交通省としては、この住宅・土地統計調査は重要な統計として認識しております。

その中でずっと御議論がありましたが、住生活基本法、住生活基本計画というものに則って従来

の量から質へという転換を図って、それを検証するという事で成果指標というのを作っているのですが、それについては、例えば、これまでと違ってバリアフリー化率とか耐震化率とか省エネ化率とか、そういうものを新しい指標として取り入れております。

この成果の結果表のまとめ方については、住民生活基本計画の指標については、一次集計の段階で見れるようにしていただく必要があるかと思いますが、若干抜けている部分がありますので、我々の要望を聞いていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○千野国勢統計課長 わかりました。一次集計の中で盛り込むことにつきましては、そういう要望があれば追加を検討したいと思います。

○阿藤部会長 よろしくをお願いします。

ほかにも何かございますでしょうか。

○中島統計委員会担当室長 本当はもっと前にごあいさつすべきだったのかもしれませんが、このたび内閣府の統計委員会担当室の室長を拝命しました、中島と申します。よろしくをお願いします。

私はすべての部会に出席することにはならないと思うのですが、今日は初めての部会ということで参加させていただきました。

統計委員会担当室の仕事は、統計委員会の皆さんに十分に仕事をしていただけるようにサポートする係ということで、部会でもそういうスタンスでいこうと思うのですが、そういう立場から一言皆さんにお願いをしたいと思います。

今回、統計委員会ができました最大のメリットというのは、基本計画というものをつくれるというところではないか。それは皆さんも御承知だと思うのですが、先ほど、野村委員や森泉委員から御質問が出ましたように、SNAとの連携、あるいはユーザー側の立場から統計をいかに使いよくしていくか。それは匿名データの利用促進ということもあるでしょうし、今日話題に出ませんでしたけれども、行政記録の活用という面でも統計の利用範囲というのは大幅に広がると思うのです。

部会の中では、基本的に審査の対象になっている統計について御議論をいただきたいと思うのですが、お願いといたしましては、この委員の先生方も是非基本計画という観点からも個別の統計についても関心を持って見ていただいて、今回のような利活用とかSNAの連携ということもより広い立場から、基本計画部会での議論の対象になり得るような形での議論もできれば少しだけしていただきたい。

先ほど阿藤部会長からの話がありましたように、この中ですべてが完結するようなものではありませんけれども、ここでの議論というものが、その基本計画を作っていく上で、実りある議論の種になるということを私どもとしては非常に期待しておりますので、委員の先生方も個別の統計に限らず、また個々の調査項目に限らず、大きな問題として是非とも問題提起をしていただければと思っています。失礼いたしました。

○阿藤部会長 ありがとうございます。ほかにはございますでしょうか。

それでは、まだ時間は十分残しておりますが、この辺でまとめさせていただきますが、細かい御議論は次回に色々と整理をした上で、お話をしたいと思います。

流れといたしましては、本日第1回の「人口・社会統計部会」あるいは新しい統計法の下でということも出て、御議論をいただきました。

最初に総務大臣からの統計委員会委員長あての諮問ということで御説明があつて、會田統計審査官から今後のスケジュールのお話をさせていただきました。何せ時間が非常に切迫しておりますので、かなり密度濃く審議をする必要があるということで、12月10日までに4回行うという非常にタイトなスケジュールでございますが、ひとつよろしく御協力をお願いしたいと思います。

更にこの諮問の内容につきまして、同じく會田統計審査官、実施担当部局の千野国勢統計課長から内容の御説明をいただきまして、その後、各委員、専門委員、東京都と神奈川県の方、更には各省庁の方から御意見をいただきました。

今日答えられる部分については、若干お答えがございましたけれども、私の論点メモに更にそれを付け加えることによって、次回以降に更に詳細に検討を加えたいということでございます。

一応そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○阿藤部会長 特に今日は資料提出等の要望はございませんでしたが、委員の方が例えば自宅に戻られて、何かこういうことも聞いておきたかったというようなことがあつて、メールで事務局の方に御連絡いただければ、それを踏まえた論点メモを作るという形です。

○森泉専門委員 済みません。資料提出というのかわからないのですけれども、住宅需要実態調査の調査項目も見せていただきたいということです。

○千野国勢統計課長 それも相談いたします。

○阿藤部会長 1点だけ具体的にございました。住宅需要実態調査について、その案を知りたいということでございましたので、それは次回ですか。

○會田統計審査官 国交省さんの方とも御相談させていただければと思います。

○阿藤部会長 ということでございます。

次回の部会については、會田統計審査官から、改めて連絡をお願いします。

○會田統計審査官 次回は10月24日水曜日の10時から、今度は新宿若松町の総務省の統計局が入っております建物の6階の特別会議室で開催することとしておりますので、よろしくお願いたします。

本日審議いただきました論点といったものを整理いたしまして、それを基に御審議をお願いしたいと考えてございます。

ただいま部会長の方からもお話がございましたけれども、論点の追加であるとか次回の部会に必要とされる資料の追加等がございましたら、準備の都合もございまして、今週の木曜日までに事務局の方にメールでも御連絡をお願いできればと思っております。事務局というのは、私の方ということで、よろしくお願いたします。

○阿藤部会長 本日の結果は10月24日開催予定の第2回の部会結果と併せまして、10月29日開催予定の統計委員会に報告いたしたいと思っております。

本日の審議はこれまでといたします。ありがとうございました。